

農林水産技術会議運営要領（農林水産技術会議決定）新旧対照表（案）

改 定 案	現 行
<p>1 （略）</p> <p>2 会長は、技術会議の所掌する事項のうち、次に掲げる事項については、技術会議の会議（以下「会議」という。）に、事前に付議しなければならないものとする。ただし、特に緊急の必要があり、かつ、会議に付議するいとまのない場合には、事後に付議することができるものとする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7）技術会議の所掌に係る政策評価の<u>実施</u>に関する重要事項</p> <p>（8）～（11） （略）</p> <p>3～8 （略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 会長は、技術会議の所掌する事項のうち、次に掲げる事項については、技術会議の会議（以下「会議」という。）に、事前に付議しなければならないものとする。ただし、特に緊急の必要があり、かつ、会議に付議するいとまのない場合には、事後に付議することができるものとする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7）技術会議の所掌に係る政策評価の<u>実施</u></p> <p>（8）～（11） （略）</p> <p>3～8 （略）</p>

（注）施行は平成18年3月31日

（理由）

政策評価である研究制度評価及び委託プロジェクト研究の研究課題評価は、「農林水産省における研究・技術開発評価に関する指針（農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）」において、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）が行うことと規定されており、これまで技術会議に付議し決定してきた。今回の評価指針の改定に伴い、これらの評価は、評価専門委員会の決定をもって技術会議の決定とすることとなり、技術会議に付議する必要がなくなる。このため、農林水産技術会議運営要領を改定する。

なお、政策評価の実施に関する重要事項の内容は、評価指針の改定、研究基本計画の評価等である。